

【令和5年度 第2回大阪府市町村国民健康保険主管課長会議 資料】

- 資料1 令和6年度国保「市町村標準保険料率」の仮算定結果について（概要）
- 資料2 市町村別1人あたり保険料（統一保険料率）比較
- 資料3 令和6年度の事業費納付金の仮算定結果（概要）
- 資料4 令和6年度仮係数に基づく算定結果の主な算定条件
- 資料5 各市町村の納付金額
- 資料6 市町村標準保険料率算定上の市町村ごとの賦課割合
- 資料7 令和6年度標準収納率（現年分）
- 資料8-1 国民健康保険保険者努力支援交付金（予防・健康づくり支援）の交付について
- 資料8-2 令和5年度市町村国保ヘルスアップ事業
- 資料8-3 令和5年度国民健康保険保険者努力支援交付金（予防・健康づくり支援）
事業費連動分に係る評価指標
- 資料9-1 令和5年度国保ヘルスアップ事業の実施状況に係る調査の取りまとめについて
（情報提供）
- 資料9-2 令和5年度国保保健事業の実施状況
- 資料10-1 広報活動について
- 資料10-2 国民健康保険のお知らせ（アスマイル）
- 資料10-3 国民健康保険のお知らせ（特定健診）

令和6年度国保「市町村標準保険料率」の仮算定結果について(概要)

令和5年11月
健康医療部健康推進室国民健康保険課

【算定結果概要（令和5年11月 仮係数）】

市町村標準保険料率（大阪府統一保険料率）

	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
医療分	9.90%	36,155円	35,931円	65万円
後期分	3.04%	10,830円	10,763円	22万円
介護分	2.67%	19,500円	0円	17万円

（参考：令和5年度本算定）

	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
医療分	9.18%	33,730円	33,698円	65万円
後期分	2.97%	10,584円	10,574円	20万円
介護分	2.61%	19,552円	0円	17万円

【主な算定条件（概要）】

- 府内全体で必要な事業費納付金総額を算定し、市町村ごとの所得水準、被保険者数、世帯数に応じて按分
- 統一保険料率となるよう、市町村ごとの医療費水準は反映しない
- 保険料算定式
医療分・後期分：3方式 ⇒ 所得割、応益割（均等割6：平等割4）
介護分：2方式 ⇒ 所得割、応益割（均等割）
- 平成30年度からの追加公費のうち、普通調整交付金、特別調整交付金（子ども被保険者数）、保険者努力支援制度（都道府県分及び市町村分（一部））等を算入

【主な変動要因（概要）】

- 算定上の推計被保険者数 約159.6万人
※ 令和6年度における70歳以上被保険者数の減少（団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行）を踏まえて推計
- 算定上の1人あたり費用の増減要因
(増要因)
保険給付費の増（約10,700円）、後期高齢者支援金の増（約3,400円）、
財政安定化基金積立金（前期高齢者交付金分）の増（約2,200円）
(減要因)
財政調整事業による保険料抑制（約4,200円）、療養給付費等負担金の増（約2,600円）、
高額医療費負担金の増（約1,500円）

【仮算定における保険料抑制のための工夫】

- 都道府県の保険者努力支援制度交付額の活用（約37億円）
- 特例基金（財政基盤強化分）の活用（6億円）
- 財政調整事業による保険料抑制財源の確保（約77億円）
(内訳)
・ 都道府県繰入金（2号）の全額1号振替（約51億円）
・ 保険者努力支援制度交付金（市町村分）の一部活用（約15億円）
・ 市町村からの事業費納付金を通じた保険料抑制（約11億円）

【参考】 <都道府県標準保険料率>

医療分		支援金分		介護分	
所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
10.00%	60,258円	3.08%	18,050円	2.69%	19,500円

※都道府県標準保険料率とは、全国統一の保険料算定ルールにより、都道府県比較を行うもの（2方式（所得割、均等割）で算出）。

市町村別1人あたり保険料(統一保険料率)比較

市町村名		1人あたり保険料額の比較			
		令和6年度 保険料収納必要額 【仮算定】	令和5年度 保険料収納必要額	令和5年度 保険料収納必要額 と 今回算定との差額	伸び率(%)
		※ A	B	A-B	(A-B)/B
府内全体・平均		168,161	162,417	5,744	3.54%
1	大阪市	166,855	160,781	6,075	3.78%
2	堺市	164,613	159,690	4,922	3.08%
3	岸和田市	162,133	157,504	4,629	2.94%
4	豊中市	180,754	173,408	7,346	4.24%
5	池田市	183,644	172,817	10,826	6.26%
6	吹田市	180,698	174,841	5,857	3.35%
7	泉大津市	164,311	158,254	6,057	3.83%
8	高槻市	175,901	170,193	5,708	3.35%
9	貝塚市	163,348	157,821	5,527	3.50%
10	守口市	160,348	154,719	5,629	3.64%
11	枚方市	169,530	163,597	5,933	3.63%
12	茨木市	181,302	175,059	6,243	3.57%
13	八尾市	167,514	159,510	8,004	5.02%
14	泉佐野市	166,587	164,165	2,422	1.48%
15	富田林市	166,912	162,706	4,206	2.58%
16	寝屋川市	157,901	152,970	4,930	3.22%
17	河内長野市	169,247	164,332	4,915	2.99%
18	松原市	157,880	152,943	4,937	3.23%
19	大東市	159,139	154,712	4,428	2.86%
20	和泉市	168,657	164,019	4,638	2.83%
21	箕面市	185,966	179,898	6,068	3.37%
22	柏原市	169,209	162,740	6,470	3.98%
23	羽曳野市	166,576	161,269	5,307	3.29%
24	門真市	160,172	154,829	5,342	3.45%
25	摂津市	172,436	167,955	4,481	2.67%
26	高石市	168,637	160,409	8,228	5.13%
27	藤井寺市	163,119	156,779	6,340	4.04%
28	東大阪市	165,542	160,810	4,732	2.94%
29	泉南市	139,805	136,005	3,800	2.79%
30	四條畷市	168,491	162,834	5,657	3.47%
31	交野市	177,335	172,858	4,477	2.59%
32	島本町	177,135	172,707	4,428	2.56%
33	豊能町	174,848	171,937	2,911	1.69%
34	能勢町	163,977	161,174	2,803	1.74%
35	忠岡町	158,704	152,898	5,806	3.80%
36	熊取町	171,639	165,452	6,187	3.74%
37	田尻町	159,894	156,199	3,696	2.37%
38	阪南市	160,397	155,038	5,359	3.46%
39	岬町	163,900	158,474	5,426	3.42%
40	太子町	177,549	169,728	7,821	4.61%
41	河南町	167,235	162,903	4,332	2.66%
42	千早赤阪村	173,670	170,737	2,933	1.72%
43	大阪狭山市	177,582	172,371	5,212	3.02%

令和6年度の事業費納付金の仮算定結果（概要）

【主な変動要因】

≪1人あたり保険料収納必要額の主な増要素≫

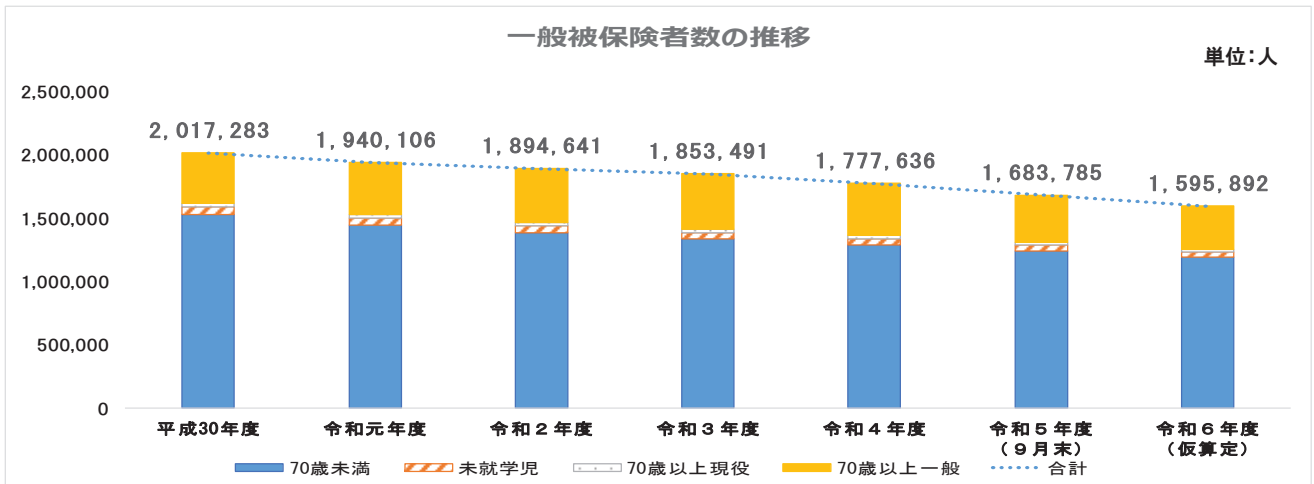
- ・ 保険給付費の増 【1人あたり約 10,700円】
- ・ 後期高齢者支援金の増 【1人あたり約 3,400円】
- ・ 財政安定化基金積立金（前期高齢者交付金分）の増 【1人あたり約 2,200円】

≪1人あたり保険料収納必要額の主な減要素≫

- ・ 財政調整事業による保険料抑制 【1人あたり約 4,200円】
- ・ 療養給付費等負担金の増 【1人あたり約 2,600円】
- ・ 高額医療費負担金の増 【1人あたり約 1,500円】

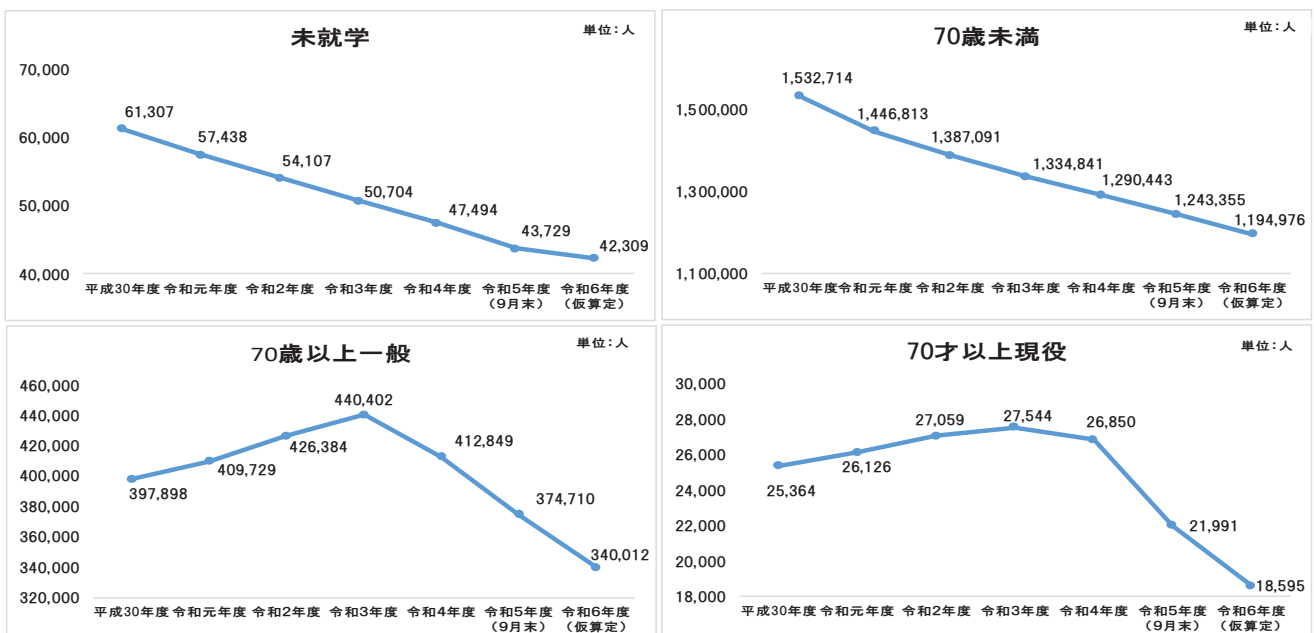
≪被保険者数≫

○ 少子高齢化の影響を受ける中、団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行したことから、令和4年度以降は、70歳以上を含む全区分において被保険者数は減少傾向にある。
 なお、コロナ禍の影響により、令和2年度及び令和3年度の減少率は鈍化傾向であったが、社会保険の適用拡大の影響もあり、令和4年度以降、減少率は拡大傾向にある。



■被保険者数の比較 令和6年度推計 159.6万人

令和5年度（9月末）時点から▲約8.8万人減（▲5.2%）、うち、70歳以上は▲4.3万人減

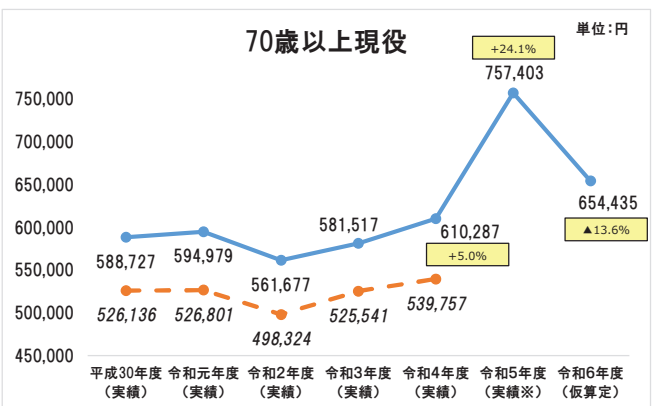
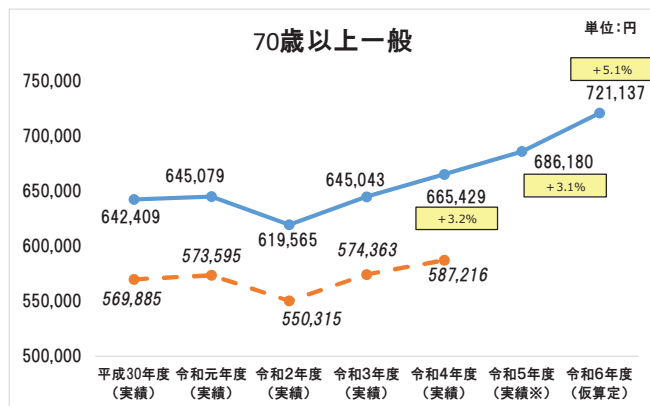
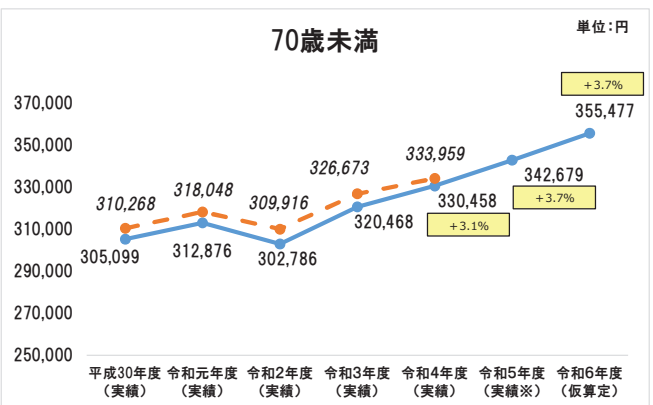
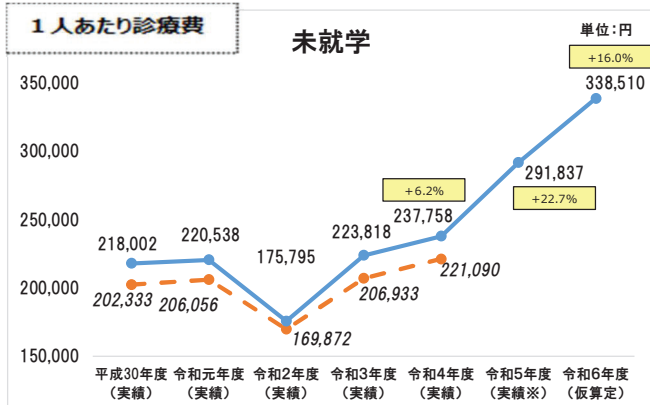
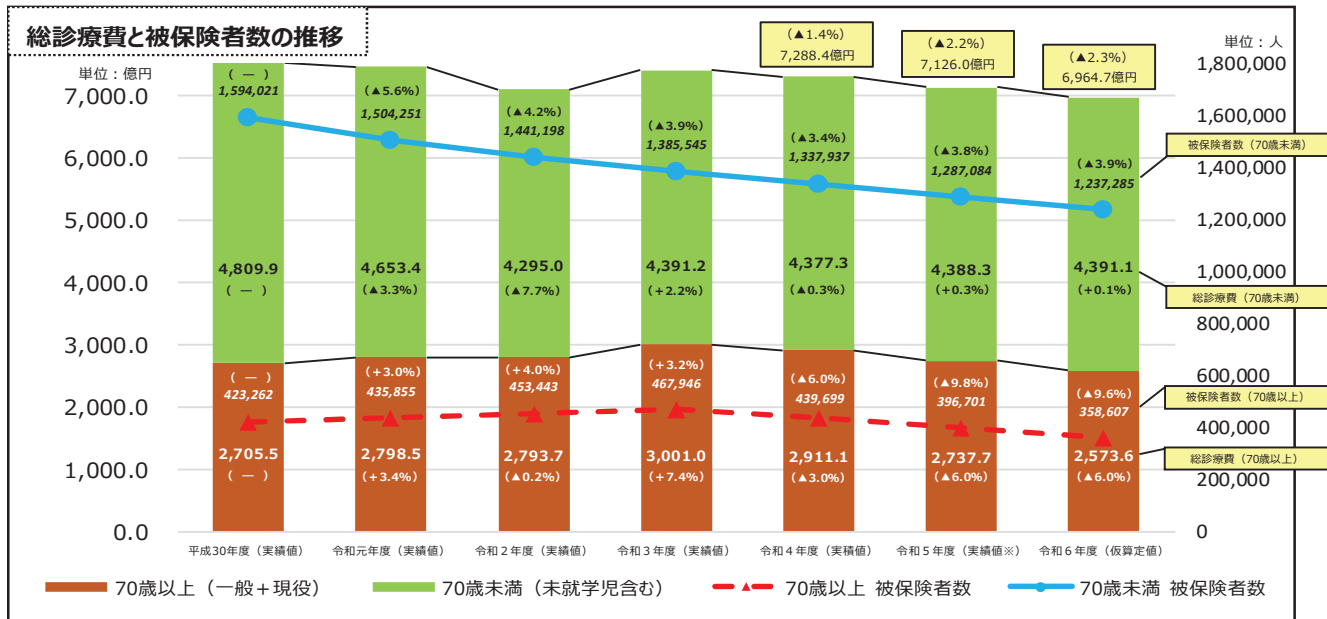


《保険給付費》

【診療費】

○ 令和6年度総診療費の推計結果は、70歳以上については、令和4年からの団塊世代の後期高齢者医療制度への移行に伴い、被保険者数が大きく減少に転じていることから、前年度比約6.0%減少となっているが、被保険者全体の約7割を占める70歳未満については、被保険者数の減少が70歳以上ほどの減少率とはなっていないことから、前年度比約0.1%の微増となっている。(P2上図参照)

一方で、1人あたり診療費については、コロナ禍の診療控えからの回復・反動傾向を受けて、令和3年度以降、70歳以上現役を除くすべての年齢区分において、増加傾向が続いている。(P2下図参照)

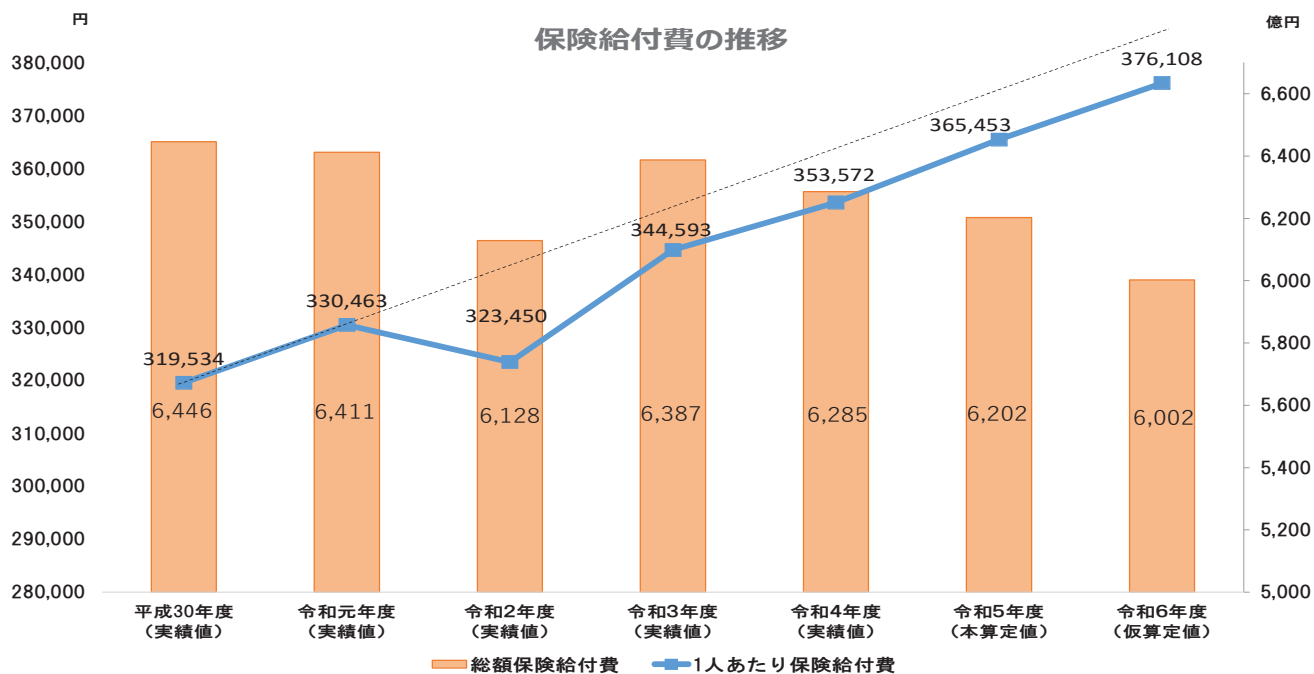


(実線：府の1人あたり診療費推移 破線：全国の1人あたり診療費推移)

※令和5年度実績：令和5年6月(診療月：3月)～9月(診療月：6月)月報C表の総額診療費の実績をベースに令和4年3月～6月実績から令和4年7月～令和5年2月実績の伸び率を用いて推計したもの

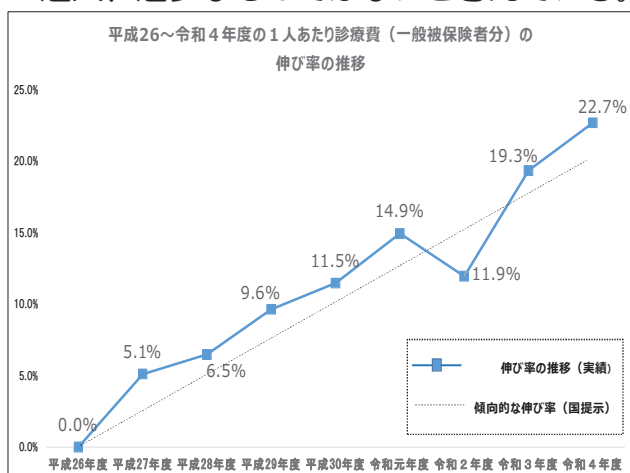
【国の推計方法ツールを活用】

○ 過去2年間（推計値を含む）の伸び率により推計（国の推計ツールを活用）。1人あたり保険給付費は、令和2年度のコロナ禍の診療控えからの回復・反動の影響により令和3年度は、大幅な増加となったが、令和4年度以降も増加傾向は継続しており、この傾向をもとに推計した令和6年度仮算定値は、前年度本算定値より約2.9%増の376,108円となっている。

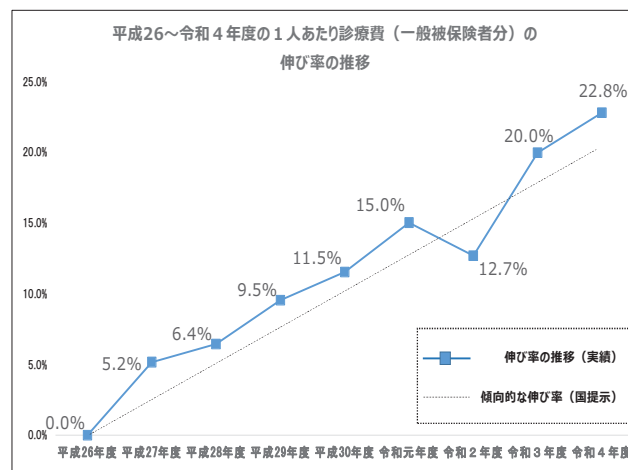


	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1人あたり保険給付費	330,463円	323,450円	344,593円	353,572円	365,453円	376,108円
対前年度増減額	+10,929円	▲7,013円	+21,143円	+8,979円	+11,881円	+10,656円
対前年度増減率	+約3.4%	▲約2.1%	+約6.5%	+約2.6%	+約3.4%	+約2.9%

○ なお、大阪府における平成26年度から令和4年度までの1人あたり診療費の伸び率の傾向は、国が示す全国的な伸び率と同じ傾向を示しており、今回の算定結果については、過大、過少なものではないと考えている。



(大阪府)



(国 係数通知【参考資料】より)

◀後期高齢者支援金及び介護納付金▶

- 後期高齢者支援金は高齢化の進展、団塊世代の移行等の影響により、令和5年度事業費納付金ほどの増加幅ではないが、1人あたりで約3,400円と大幅な増となっている。
また、介護納付金においても全国的に介護給付費が増加傾向にあることから、1人あたりで約500円の増となっている。

◀今後の対応方針▶

【国への要望】

- 令和6年度の事業費納付金算定にあたっては、保険料完全統一への円滑かつ確実な移行に向けて、被保険者の負担軽減を図ることが重要であることから、新たな財政調整事業の構築等により可能な限りの財源確保に努めるものの、医療費の増嵩傾向や超高齢社会の進展に伴う負担増の影響により、保険料の上昇は避けられない状況にある。
そのため、全国に先駆けて保険料を完全統一する大阪府における被保険者の負担軽減を図るため、①「後期高齢者医療制度への移行に伴う後期高齢者支援金の増加等に対する国の追加公費の投入などのさらなる公費拡充」、②「全国で先鞭となる大阪府の保険料完全統一への円滑かつ確実な移行を図るための激変緩和措置等」が講じられるよう要望を行ったところである。
今後も、国民健康保険制度の構造的問題の抜本的解決に向け、被用者保険を含む医療保険制度の一本化に向けた抜本的な制度改革の検討を進めるとともに、財政基盤強化のためのさらなる財政支援について、引き続き、制度設計に責任を持つ国に対し、働きかけていく。

【医療費適正化の推進】

- また、医療費の増加が見込まれる中、今後とも、国民健康保険ヘルスアップ支援事業等により、特定健診・特定保健指導の実施率の向上など、市町村の取組みの底上げを促進しながら、健康づくり・医療費の適正化の取組みを推進することで、被保険者の負担軽減につなげていく。
さらに、令和2年度に創設された予防・健康づくり支援交付金（事業費連動分）において、内示額として約11.3億円（国の財源規模等の見直しにより、前年度比約18.8億円減）のインセンティブを獲得したが、今とも、当該インセンティブの獲得に努めていく。

【国保財政運営】

- 令和6年度の保険料完全統一を踏まえ、国民健康保険制度の枠組みの中で、限られた財源を有効活用し、府内統一保険料の抑制・平準化を図っていくことが必要である。
そのため、これまでの各市町村の激変緩和措置を補う仕組みや府と市町村の国民健康保険特別会計における財源配分の見直し等による財政調整事業を構築したところであるが、引き続き、国民健康保険特別会計のあり方や1人あたり保険料額上昇の抑制に向けた方策について、府と代表市町村等で構成される広域化調整会議の場等を通じて、検討していく。

■ 令和6年度仮係数に基づく算定結果の主な算定条件

項目	設定内容	備考
対象年度	令和6年度（事業費納付金制度に基づき国から示された仮係数を基に算定）	
医療費水準の反映係数(α)	α=0（医療費水準を反映しない）	保険料率の統一のため
高額医療費の負担方法	府内で共同負担	保険料率の統一のため
収納率による事業費納付金の調整	行	保険料率の統一のため
前期高齢者交付金等、後期高齢者交付金等、介護納付金の精算	都道府県単位で加除	保険料率の統一のため
市町村標準保険料率の算定方式	3方式【所得割・均等割・平等割】(ただし、介護納付金分保険料は、所得割・均等割の2方式)	府内の標準的な算定方法を3方式とする
事業費納付金の按分方式	3方式(ただし、介護納付金分は2方式)	保険料率の統一のため、市町村標準保険料率と同じ方式とする
事業費納付金の按分割合	所得割=β（医療分=0.865...、支援金分=0.8653...、介護分=0.8345...）；均等割=0.6、平等割=0.4	
標準的な取納率	府内平均で「93.88%」となる設定	規模別基準取納率：▲1.0% インセンティブ値：1/2 努力値：+0.5%に設定
算入していない公費・経費	・保険者努力支援制度(市町村分) ・特別調整交付金(市町村分(子ども、算定可能以外)) ・保険者努力支援交付金(事業費運動分)	
事業費納付金試算の対象とする経費 【主要】	医療分	国から示された係数に基づき推計した値
	後期	国から示された係数に基づき推計した値
	支拂分	国から示された係数に基づき推計した値
	介護分	国から示された係数に基づき推計した値
	前期高齢者交付金	国から示された係数に基づき推計した値
	療養給付費等負担金	国から示された係数に基づき推計した値
	国特別調整交付金(子ども、算定可能)	国から示された係数に基づき推計した値
	都道府県繰入金(1号分)	令和6年度予算額
	都道府県繰入金(2号→1号振替分)	国から示された係数に基づき推計した値
	過年度調整	国から示された係数に基づき推計した値
事業費納付金試算の対象とする公費 【▲要素】	医療分	国から示された係数に基づき推計した値
	後期	国から示された係数に基づき推計した値
	支拂分	国から示された係数に基づき推計した値
	介護分	国から示された係数に基づき推計した値
	前期高齢者交付金	国から示された係数に基づき推計した値
	療養給付費等負担金	国から示された係数に基づき推計した値
	国特別調整交付金(子ども、算定可能)	国から示された係数に基づき推計した値
	都道府県繰入金(1号分)	令和6年度予算額
	都道府県繰入金(2号→1号振替分)	国から示された係数に基づき推計した値
	過年度調整	国から示された係数に基づき推計した値

■市町村標準保険料率算定上の市町村ごとの賦課割合(医療分)

単位:円

 $\beta = 0.85565852315236$ (医療分)

府内全体 1 大阪市 2 堺市 3 岸和田市 4 豊中市 5 池田市 6 吹田市 7 泉大津市 8 高槻市 9 貝塚市 10 守口市 11 茨木市 12 八尾市 13 泉佐野市 14 富田林市 15 豊屋川市 16 河内長野市 17 松原市 18 大東市 19 和泉市 20 箕面市 21 柏原市 22 羽曳野市 23 門真市 24 摂津市 25 高石市 26 藤井寺市 27 東大阪市 28 泉南市 29 四條畷市 30 交野市 31 島本町 32 豊能町 33 能勢町 34 忠岡町 35 熊取町 36 藤原町 37 阪南市 38 岬町 39 太子町 40 河南町 41 千早赤阪村 42 早稲田町 43 大阪狭山市	保険料賦課総額(一般被保険者 医療分)					賦課割合(100分率)							
	所得割		均等割		シエア		平等割		シエア		合計		
	所得割	シエア	均等割	シエア	平等割	シエア	所得割	均等割	平等割	シエア	所得割	均等割	平等割
82,374,308,234	33.52%	57,699,552,968	34.04%	38,466,368,645	35.97%	178,540,229,847	85.7	600	40.0	46.1	32.3	21.5	
27,613,325,531	8.58%	19,640,724,028	8.93%	13,837,639,572	8.79%	61,091,689,121	84.4	600	42.3	45.2	32.1	22.7	
7,068,022,830	2.04%	5,154,806,066	2.18%	3,381,710,111	2.05%	15,606,539,007	82.3	600	39.4	45.3	33.0	21.7	
1,676,347,105	4.80%	2,377,122,141	4.12%	1,573,038,831	4.09%	7,901,260,496	79.9	600	37.6	45.0	33.8	21.2	
3,951,099,524	1.25%	604,620,880	3.56%	405,260,507	1.05%	2,038,304,925	102.1	600	40.2	50.5	29.7	19.9	
1,028,423,538	0.76%	457,144,436	3.75%	295,348,999	0.77%	1,374,583,295	99.5	600	40.2	49.8	30.0	20.1	
3,400,877,710	3.87%	2,046,556,531	3.55%	1,342,149,212	3.49%	6,577,566,807	81.6	600	38.8	45.3	33.3	21.5	
622,089,860	0.83%	514,558,653	0.89%	328,081,717	0.85%	1,526,865,125	93.5	600	39.3	48.5	31.1	20.4	
3,188,861,064	1.42%	895,018,231	1.55%	585,128,766	1.52%	2,647,267,240	79.8	600	38.3	44.8	33.7	21.5	
684,224,755	4.17%	2,387,860,191	4.14%	1,563,157,933	4.06%	7,384,771,812	78.2	600	39.3	44.1	33.8	22.1	
1,167,120,243	3.14%	1,563,091,220	2.71%	1,031,853,110	2.68%	5,181,465,856	86.3	600	39.3	46.5	32.3	21.2	
3,433,753,688	3.00%	1,734,863,856	3.01%	1,115,894,631	2.90%	5,324,555,127	99.3	600	39.6	49.9	30.2	19.9	
2,473,796,640	1.07%	637,666,594	1.11%	404,470,035	1.05%	1,920,395,730	85.6	600	38.6	46.5	32.6	21.0	
878,259,101	1.25%	750,398,036	1.30%	479,457,062	1.25%	2,261,850,508	82.6	600	38.1	45.7	33.2	21.1	
1,031,995,410	2.44%	1,554,197,078	2.69%	1,008,138,956	2.62%	4,573,734,639	82.5	600	38.3	45.6	33.2	21.2	
2,011,398,605	1.23%	701,968,426	1.22%	448,987,968	1.17%	2,163,467,385	77.7	600	38.9	44.0	34.0	22.0	
1,012,492,991	1.23%	809,330,765	1.40%	520,813,108	1.35%	2,340,501,448	86.5	600	38.4	46.8	32.4	20.8	
1,010,357,575	1.23%	795,989,552	1.38%	504,967,742	1.31%	2,311,543,418	83.2	600	37.7	46.0	33.2	20.8	
1,010,586,124	2.05%	1,161,914,800	2.01%	722,116,913	1.85%	3,563,076,598	76.4	600	40.3	43.2	34.0	22.8	
1,688,048,466	1.68%	806,329,896	1.40%	522,070,676	1.36%	2,713,507,468	91.2	600	38.1	48.2	31.7	20.1	
1,385,106,896	0.68%	441,706,230	0.77%	286,330,435	0.74%	1,355,103,517	87.2	600	36.8	47.4	32.6	20.0	
627,066,852	0.86%	418,133,139	0.72%	263,155,240	0.68%	1,237,553,280	103.1	600	38.8	46.7	32.6	20.7	
1,046,610,033	5.25%	3,217,871,643	5.58%	2,129,566,890	5.54%	9,673,566,696	85.2	600	37.5	46.6	32.9	20.5	
755,062,037	1.32%	857,163,895	1.49%	576,397,646	1.50%	2,524,722,793	94.8	600	38.4	49.1	31.1	19.9	
1,091,161,252	0.96%	522,440,454	0.91%	331,495,118	0.86%	1,648,185,986	92.1	600	38.8	48.2	31.7	20.1	
794,250,414	0.62%	358,332,688	0.62%	227,116,913	0.59%	1,098,519,803	85.9	600	38.0	46.7	32.6	20.7	
513,070,202	0.68%	418,133,139	0.72%	263,155,240	0.68%	1,237,553,280	79.8	600	37.8	44.9	33.8	21.3	
556,264,901	5.25%	3,217,871,643	5.58%	2,129,566,890	5.54%	9,673,566,696	80.7	600	39.7	44.7	33.3	22.0	
4,326,128,163	0.82%	504,977,565	0.88%	253,957,023	0.66%	1,267,139,087	76.4	600	40.3	43.2	34.0	22.8	
508,204,499	0.59%	344,304,529	0.60%	214,972,392	0.56%	1,048,056,341	60.4	600	30.2	40.1	39.9	20.0	
488,779,420	0.86%	447,382,573	0.78%	286,402,296	0.74%	1,440,697,313	85.2	600	37.5	46.6	32.9	20.5	
706,912,444	0.33%	175,785,847	0.30%	113,684,213	0.30%	559,227,300	94.8	600	38.4	49.1	31.1	19.9	
269,757,240	0.27%	145,017,901	0.25%	89,467,033	0.23%	460,676,377	92.1	600	38.8	48.2	31.4	20.3	
226,191,443	0.15%	88,688,335	0.15%	53,500,567	0.14%	261,737,077	93.6	600	37.0	49.1	31.5	19.4	
119,548,175	0.17%	112,442,201	0.19%	70,639,432	0.18%	322,674,365	80.9	600	36.2	45.7	33.9	20.4	
139,592,732	0.52%	288,951,149	0.50%	173,939,721	0.45%	891,507,031	74.5	600	37.7	43.3	34.8	21.9	
428,616,161	0.07%	48,953,936	0.08%	30,325,372	0.08%	139,624,212	89.0	600	36.1	48.1	32.4	19.5	
60,344,904	0.56%	353,379,446	0.61%	223,236,415	0.58%	1,039,799,037	74.0	600	37.2	43.2	35.1	21.7	
463,183,176	0.19%	120,974,793	0.21%	76,172,735	0.20%	357,766,518	78.6	600	37.9	44.5	34.0	21.5	
160,618,990	0.17%	89,158,350	0.15%	52,494,512	0.14%	279,976,352	79.7	600	37.8	44.9	33.8	21.3	
138,323,490	0.19%	109,766,728	0.19%	66,543,351	0.17%	333,838,818	93.1	600	35.3	49.4	31.8	18.7	
157,528,739	0.08%	42,446,027	0.07%	24,899,861	0.06%	129,604,263	86.1	600	36.4	47.2	32.9	19.9	
62,258,375	0.69%	351,607,849	0.61%	222,553,735	0.58%	1,141,349,041	88.0	600	35.2	48.0	32.8	19.2	
567,187,457							96.8	600	38.0	49.7	30.8	19.5	

■市町村標準保険料率算定上の市町村ごとの賦課割合(後期分)

単位:円

$\beta = 0.8663022401844$ (後期分)

	保険料賦課総額(一般被保険者 後期分)											賦課割合 (均等割合を60とした場合)					
	所得割			均等割			合計					所得割	均等割	平等割	平均割		
	シエア	シエ	シエ	シエア	シエ	シエ	シエア	シエ	シエ	シエ	シエ					β	1
府内全体	24,954,180,727	17,283,238,737	11,522,159,157	53,759,578,621	シエア							86.6	60.0	40.0	46.4	32.1	21.4
1 大阪市	8,347,872,330	5,893,153,415	4,144,906,094	18,375,931,829	33.45%	34.04%	35.97%	34.18%				85.1	60.0	42.3	45.4	32.0	22.6
2 堺市	2,142,775,006	1,544,062,982	1,012,952,443	4,699,790,431	8.59%	8.93%	8.79%	8.74%				83.3	60.0	39.4	45.6	32.9	21.6
3 岸和田市	509,105,927	377,300,440	236,583,019	1,122,989,386	2.04%	2.18%	2.05%	2.09%				81.0	60.0	37.6	45.3	33.6	21.1
4 豊中市	1,191,381,044	712,039,649	471,185,724	2,374,606,417	4.77%	4.12%	4.09%	4.42%				100.4	60.0	39.7	50.2	30.0	19.8
5 池田市	312,325,433	181,107,244	121,391,133	614,823,810	1.25%	1.05%	1.05%	1.14%				103.5	60.0	40.2	50.8	29.5	19.7
6 吹田市	1,026,410,576	614,419,564	411,679,423	2,052,509,563	4.11%	3.56%	3.57%	3.82%				100.2	60.0	40.2	50.0	29.9	20.1
7 泉大津市	188,682,229	136,932,368	88,468,402	414,082,999	0.76%	0.79%	0.77%	0.77%				82.7	60.0	38.8	45.6	33.1	21.4
8 高槻市	966,064,659	613,022,515	402,025,389	1,981,112,563	3.87%	3.55%	3.49%	3.69%				94.6	60.0	39.3	48.8	30.9	20.3
9 貝塚市	207,714,176	154,130,138	98,273,112	460,117,426	0.83%	0.89%	0.85%	0.86%				80.9	60.0	38.3	45.1	33.5	21.4
10 守口市	353,760,117	288,092,437	175,268,605	797,121,159	1.42%	1.55%	1.52%	1.48%				79.2	60.0	39.2	44.4	33.6	22.0
11 枚方市	1,042,352,846	715,256,109	468,226,015	2,225,834,970	4.18%	4.14%	4.06%	4.14%				87.4	60.0	39.3	46.8	32.1	21.0
12 茨木市	781,894,649	468,206,032	309,079,754	1,559,180,435	3.13%	2.71%	2.68%	2.90%				100.2	60.0	39.6	50.1	30.0	19.8
13 八尾市	749,958,464	519,658,553	334,253,427	1,603,870,444	3.01%	3.01%	2.90%	2.98%				86.6	60.0	38.6	46.8	32.4	20.8
14 泉佐野市	266,597,694	191,005,708	121,154,356	578,757,748	1.07%	1.11%	1.05%	1.08%				83.7	60.0	38.1	46.1	33.0	20.9
15 富田林市	324,856,576	224,773,118	143,615,859	693,245,553	1.30%	1.30%	1.25%	1.29%				86.7	60.0	38.3	46.9	32.4	20.7
16 寝屋川市	610,711,311	465,541,893	301,976,452	1,378,229,656	2.45%	2.69%	2.62%	2.56%				78.7	60.0	38.9	44.3	33.8	21.9
17 河内長野市	307,764,011	210,271,976	134,489,192	652,525,179	1.23%	1.22%	1.17%	1.21%				87.8	60.0	38.4	47.2	32.2	20.6
18 松原市	306,497,979	242,425,740	156,003,588	704,927,307	1.23%	1.40%	1.35%	1.31%				75.9	60.0	38.6	43.5	34.4	22.1
19 大東市	306,224,860	238,429,533	151,257,290	695,911,683	1.23%	1.38%	1.31%	1.29%				77.1	60.0	38.1	44.0	34.3	21.7
20 和泉市	512,313,447	348,038,240	213,604,913	1,073,956,600	2.05%	2.01%	1.85%	2.00%				88.3	60.0	36.8	47.7	32.4	19.9
21 箕面市	417,584,510	241,526,884	156,380,278	815,491,682	1.67%	1.40%	1.36%	1.52%				103.7	60.0	38.9	51.2	29.6	19.2
22 柏原市	190,071,097	132,308,031	85,766,995	408,146,123	0.76%	0.77%	0.74%	0.76%				86.2	60.0	38.9	46.6	32.4	21.0
23 羽曳野市	318,208,121	226,170,166	141,990,710	686,368,997	1.28%	1.31%	1.23%	1.28%				84.4	60.0	37.7	46.4	33.0	20.7
24 門真市	330,694,273	256,753,605	172,653,298	760,101,176	1.33%	1.49%	1.50%	1.41%				77.3	60.0	40.3	43.5	33.8	22.7
25 摂津市	240,568,302	156,491,041	99,295,557	496,354,900	0.96%	0.91%	0.86%	0.92%				92.2	60.0	38.1	48.5	31.5	20.0
26 高石市	155,867,520	107,334,444	68,030,284	331,232,228	0.62%	0.62%	0.59%	0.62%				87.1	60.0	38.0	47.1	32.4	20.5
27 藤井寺市	168,874,615	125,246,982	78,825,131	372,946,728	0.68%	0.72%	0.68%	0.69%				80.9	60.0	37.8	45.3	33.6	21.1
28 東大阪市	1,309,812,486	983,876,511	637,887,315	2,911,576,312	5.25%	5.58%	5.54%	5.42%				81.5	60.0	39.7	45.0	33.1	21.9
29 泉南市	155,052,213	151,260,233	76,069,911	382,382,357	0.62%	0.88%	0.66%	0.71%				61.5	60.0	30.2	40.5	39.6	19.9
30 四條畷市	148,338,398	103,132,470	64,392,513	315,863,381	0.59%	0.60%	0.56%	0.59%				86.3	60.0	37.5	47.0	32.7	20.4
31 交野市	214,689,460	134,008,314	85,788,520	434,486,294	0.86%	0.78%	0.74%	0.81%				96.1	60.0	38.4	49.4	30.8	19.7
32 島本町	82,070,060	52,654,633	34,052,801	168,777,494	0.33%	0.30%	0.30%	0.31%				93.5	60.0	38.8	48.6	31.2	20.2
33 豊能町	68,987,092	43,438,447	26,798,823	139,224,362	0.28%	0.25%	0.23%	0.26%				95.3	60.0	37.0	49.6	31.2	19.2
34 能勢町	36,402,195	26,565,573	16,025,481	78,993,249	0.15%	0.15%	0.14%	0.15%				82.2	60.0	36.2	46.1	33.6	20.3
35 忠岡町	42,474,170	33,680,771	21,159,231	97,314,172	0.17%	0.19%	0.18%	0.18%				75.7	60.0	37.7	43.6	34.6	21.7
36 熊取町	130,111,951	86,552,000	52,101,647	288,765,598	0.52%	0.50%	0.45%	0.50%				90.2	60.0	36.1	48.4	32.2	19.4
37 田尻町	18,351,004	14,663,590	9,083,617	42,098,211	0.07%	0.08%	0.08%	0.08%				75.1	60.0	37.2	43.6	34.8	21.6
38 阪南市	141,152,196	105,850,757	66,867,906	313,870,859	0.57%	0.61%	0.58%	0.58%				80.0	60.0	37.9	45.0	33.7	21.3
39 岬町	48,903,142	36,236,611	22,816,669	107,956,422	0.20%	0.21%	0.20%	0.20%				81.0	60.0	37.8	45.3	33.6	21.1
40 太子町	42,075,247	26,706,360	15,724,128	84,505,735	0.17%	0.15%	0.14%	0.16%				94.5	60.0	35.3	49.8	31.6	18.6
41 河南町	47,973,180	32,879,364	19,932,297	100,784,841	0.19%	0.19%	0.17%	0.19%				87.5	60.0	36.4	47.6	32.6	19.8
42 千早赤阪村	18,934,709	12,714,221	7,458,468	39,107,398	0.08%	0.07%	0.06%	0.07%				89.4	60.0	35.2	48.4	32.5	19.1
43 大阪狭山市	171,721,462	105,320,095	66,663,417	343,704,974	0.69%	0.61%	0.58%	0.64%				97.8	60.0	38.0	50.0	30.6	19.4

■市町村標準保険料率算定上の市町村ごとの賦課割合（介護分）

単位：円

$\beta = 0.8345735302221$ （介護分）

府内全体	保険料賦課総額（一般・退職被保険者 介護分）					賦課割合 （均等割を100とした場合）			賦課割合（100分率）		
	所得割		均等割		合計	所得割	均等割		所得割	均等割	
	シエア	シエア	シエア	シエア			均等割	均等割		均等割	均等割
1	9,049,265,864	35.67%	10,842,982,104	34.95%	19,892,247,968	83.5	100.0	45.5	54.5	0.0	0.0
2	3,227,816,278	8.26%	3,789,356,644	8.89%	7,017,172,922	85.2	100.0	46.0	54.0	0.0	0.0
3	747,654,476	1.92%	963,597,034	2.14%	1,711,251,510	77.6	100.0	43.7	56.3	0.0	0.0
4	174,003,717	4.88%	231,539,404	4.24%	405,543,121	75.2	100.0	42.9	57.1	0.0	0.0
5	441,934,850	1.19%	459,451,864	1.06%	901,386,714	96.2	100.0	49.0	51.0	0.0	0.0
6	107,272,396	3.95%	115,223,711	3.41%	222,496,107	93.1	100.0	48.2	51.8	0.0	0.0
7	357,886,373	0.74%	369,558,260	0.78%	727,444,633	96.8	100.0	49.2	50.8	0.0	0.0
8	66,818,754	3.51%	84,960,181	3.45%	151,778,935	78.6	100.0	44.0	56.0	0.0	0.0
9	318,012,332	0.79%	373,828,694	0.86%	691,841,026	85.1	100.0	46.0	54.0	0.0	0.0
10	71,615,632	1.51%	93,364,550	1.66%	164,980,182	76.7	100.0	43.4	56.6	0.0	0.0
11	136,254,115	3.68%	179,475,213	3.88%	315,729,328	75.9	100.0	43.2	56.8	0.0	0.0
12	332,994,363	2.95%	420,276,932	2.64%	753,271,335	79.2	100.0	44.2	55.8	0.0	0.0
13	266,609,660	3.18%	285,943,559	3.10%	552,553,219	93.2	100.0	48.3	51.7	0.0	0.0
14	287,620,147	1.03%	336,642,772	1.08%	624,262,919	85.4	100.0	46.1	53.9	0.0	0.0
15	93,009,638	1.05%	116,764,187	1.17%	209,773,825	79.7	100.0	44.3	55.7	0.0	0.0
16	95,207,623	2.47%	127,021,027	2.75%	222,228,650	75.0	100.0	42.8	57.2	0.0	0.0
17	223,399,048	0.89%	298,169,869	1.04%	521,568,917	74.9	100.0	42.8	57.2	0.0	0.0
18	80,321,162	1.25%	112,357,255	1.44%	192,678,417	71.5	100.0	41.7	58.3	0.0	0.0
19	113,070,535	1.29%	156,095,076	1.38%	269,165,611	72.4	100.0	42.0	58.0	0.0	0.0
20	116,488,874	1.93%	149,816,173	1.92%	266,305,047	77.8	100.0	43.7	56.3	0.0	0.0
21	174,573,993	1.58%	208,549,261	1.35%	383,123,254	83.7	100.0	45.6	54.4	0.0	0.0
22	142,638,462	0.72%	146,462,226	0.72%	289,100,688	97.4	100.0	49.3	50.7	0.0	0.0
23	65,487,623	1.27%	77,803,792	1.30%	143,291,415	84.2	100.0	45.7	54.3	0.0	0.0
24	114,631,386	1.62%	141,314,306	1.64%	255,945,692	81.1	100.0	44.8	55.2	0.0	0.0
25	146,638,516	0.94%	177,564,243	0.86%	324,202,759	82.6	100.0	45.2	54.8	0.0	0.0
26	85,413,310	0.58%	93,657,045	0.59%	179,070,355	91.2	100.0	47.7	52.3	0.0	0.0
27	52,801,053	0.68%	64,095,505	0.72%	116,896,558	82.4	100.0	45.2	54.8	0.0	0.0
28	61,297,350	5.65%	78,252,285	5.76%	139,549,635	78.3	100.0	43.9	56.1	0.0	0.0
29	511,498,791	0.61%	625,004,292	0.60%	1,136,503,083	81.8	100.0	45.0	55.0	0.0	0.0
30	54,813,230	0.63%	65,343,486	0.77%	139,987,908	64.4	100.0	39.2	60.8	0.0	0.0
31	56,648,072	0.25%	65,638,486	0.26%	121,991,558	86.7	100.0	46.4	53.6	0.0	0.0
32	68,422,715	0.17%	83,283,207	0.21%	151,705,922	82.2	100.0	45.1	54.9	0.0	0.0
33	22,714,256	0.13%	28,566,556	0.15%	51,300,812	79.5	100.0	44.3	55.7	0.0	0.0
34	15,051,500	0.16%	22,619,649	0.19%	37,671,149	66.5	100.0	40.0	60.0	0.0	0.0
35	11,666,315	0.16%	15,853,254	0.19%	27,519,569	73.6	100.0	42.4	57.6	0.0	0.0
36	14,445,358	0.40%	20,942,675	0.43%	35,388,033	69.0	100.0	40.8	59.2	0.0	0.0
37	36,492,426	0.07%	46,877,273	0.08%	83,369,699	77.8	100.0	43.8	56.2	0.0	0.0
38	6,410,995	0.47%	8,657,866	0.57%	15,068,861	74.0	100.0	42.5	57.5	0.0	0.0
39	42,856,132	0.18%	61,502,045	0.20%	104,358,177	69.7	100.0	41.1	58.9	0.0	0.0
40	16,222,286	0.16%	21,878,661	0.14%	38,100,947	74.1	100.0	42.6	57.4	0.0	0.0
41	14,044,904	0.17%	15,287,763	0.19%	29,332,667	91.9	100.0	47.9	52.1	0.0	0.0
42	15,235,073	0.06%	20,123,688	0.07%	35,358,761	75.7	100.0	43.1	56.9	0.0	0.0
43	5,674,846	0.61%	7,214,889	0.59%	12,889,735	78.7	100.0	44.0	56.0	0.0	0.0
44	55,597,299	0.61%	63,491,014	0.60%	119,088,313	87.6	100.0	46.7	53.3	0.0	0.0

国民健康保険保険者努力支援交付金(予防・健康づくり支援)の交付について

※ 総務省(健康増進局) 国民健康保険者努力支援交付金交付要綱

令和2年度より新たに500億円を追加し、保険者努力支援制度の中に、「事業費」として交付する部分を設け、「事業費に連動して配分する部分」と合わせて交付することにより、自治体における予防・健康づくりを抜本的に後押し

事業費部分

都道府県の事業計画(市町村事業を含む)に対して、事業費を交付

事業費連動部分

予防・健康づくりに関する評価指標を用いて、各都道府県に交付金を配分

【交付金のプロセス】(当年度)

- 市町村は、市町村事業計画を作成し、都道府県に提出
- 都道府県は、市町村事業計画を踏まえた都道府県事業計画を作成し、国に交付申請
- 国は、都道府県事業計画の内容を審査の上、交付決定し、都道府県に事業費を交付
- 都道府県は、市町村に対し、市町村事業に係る事業費を交付
- 都道府県、市町村において事業を実施

【交付金のプロセス】(翌年度)

- 実績報告、国庫返還

＜計画提出・交付の流れ＞

```

    graph TD
      A[国] -- 交付 --> B[都道府県]
      B -- 提出 --> A
      B -- 交付 --> C[市町村]
      C -- 提出 --> B
  
```

【交付金の配分方法】

- 都道府県ごとに、予防・健康づくり事業に関する評価指標に基づいて採点
- 都道府県ごとの「点数」×「合計被保険者数」＝「総得点」を算出し、総得点で予算額を按分して配分

【交付金のプロセス】(前年度)

- 国において、評価指標を決定・提示
- 都道府県事業計画を踏まえつつ 評価指標に基づいて採点
- 国は、採点結果に基づいて交付決定し、都道府県に交付金を交付
- 都道府県は、当年度の保険給付費に充当する形で予算執行

⇒ 結果として生じる剰余金については、翌年度以降の調整財源として活用

令和5年度 市町村 国保ヘルスアップ事業

事業内容

- ① 国保一般事業
- a)健康教育
 - b)健康相談
 - c)歯科にかかる保健事業
 - d)地域包括ケアシステムを推進する取組
 - e)健康づくりを推進する地域活動等
 - f)保険者独自の取組

- ② 生活習慣病予防対策
- g)特定健診未受診者対策
 - h)特定保健指導未利用者対策
 - i)受診勧奨判定値を超えている者への受診勧奨
 - j)特定健診継続受診対策
 - k)早期介入保健指導事業
 - l)特定健診40歳前勧奨
 - m)その他生活習慣病予防対策

- ③ 生活習慣病等重症化予防対策
- n)生活習慣病重症化予防
 - o)糖尿病性腎症重症化予防
 - p)保健指導
 - ①禁煙支援 ②その他保健指導

- ④ 重複・頻回受診者等に対する対策
- q)重複・頻回受診者に対する保健指導
 - r)重複・多剤服薬者に対する保健指導

【交付要件】

- 右記の事業①～④の実施に当たり、下記の要件で補助上限となる基準額を適用し、事業経費に対する補助を行う。
- 複数区分の事業を実施する場合、事業区分ごとに適用される基準額の合算額を補助上限額とする。ただし、基準額の合算は最大で3事業分までとする(補助事業の申請可能数は3事業に限らない)。
- 先進的かつ効果的な保健事業として都道府県の指定を受ける場合、別途、補助上限額を加算する。

【基準額①】

(適用要件)

- 右記の事業①、②の2区分について、いずれか又は両方の事業を実施すること。
- データ分析に基づくPDCAサイクルに沿った中長期的なデータヘルス計画を策定していること。
- 1つの事業区分につき下記の基準額①を補助上限とする。複数区分の事業を実施する場合、区分の数に応じて基準額を加算する。

(基準額)補助率10/10

被保険者数	1万人未満	1～5万人未満	5～10万人未満	10万人以上
基準額①	3,000千円	4,500千円	6,000千円	9,000千円

【基準額②】

(適用要件)

- 右記の事業③、④の2区分について、いずれか又は両方の事業を実施すること。
- データ分析に基づくPDCAサイクルに沿った中長期的なデータヘルス計画を策定していること。
- 1つの事業区分につき下記の基準額②を補助上限とする。複数区分の事業を実施する場合、区分の数に応じて基準額を加算する。

(基準額)補助率10/10

被保険者数	1万人未満	1～5万人未満	5～10万人未満	10万人以上
基準額②	6,000千円	9,000千円	12,000千円	18,000千円

【先進的かつ効果的なモデル事業を実施する場合の加算額】

(適用要件)

- 先進的かつ効果的なモデル事業として都道府県の指定を受けて、事業①～④いずれかの保健事業を実施すること(都道府県は管内市町村数の15%を上限として指定)。
- 第三者(国保連合会の保健事業支援・評価委員会・有識者会議・大学等)の支援・評価を活用すること。
- 上記の要件を満たす場合、補助上限額を加算する。

(加算額)補助率10/10

被保険者数	1万人未満	1～5万人未満	5～10万人未満	10万人以上
加算額	4,000千円	6,000千円	8,000千円	12,000千円

出典：

令和5年度全国高齢者医療・国民健康保険主管課(部)長及び後期高齢者医療広域連合事務局長会議
国民健康保険課説明資料(厚生労働省)

○ 事業費連動分については、都道府県ごとに、以下の評価指標に基づいて採点を実施

- (1) 「事業」の取組状況
 (2) 「事業」の取組内容



左記(1)(2)について、それぞれ都道府県ごとの「点数」×「合計被保険者数」＝「総得点」を算出し、総得点で予算額を按分して配分。ただし、都道府県ごとに事業費分の交付額の2倍を上限額とし、上限に達した都道府県に係る未交付額は、上限に達していない都道府県に再配分する。

(1) 「事業」の取組状況

114億円

(都道府県)

- 1) 事業ABCを全て実施している場合 6点
- 2) 事業ABCDEを全て実施している場合 6点
- 3) 事業Fを実施している場合で、全都道府県による評価結果
 - 上位1位から10位 10点
 - 上位11位から20位 5点

(市町村) 要件を満たす管内市町村の割合に応じて加点

- 1) 事業①国保一般事業を
 - ・1事業以上実施する管内市町村の割合が4割以上の場合 5点
 - ・上記を満たした上で、2事業以上実施する管内市町村の割合が1割以上の場合 8点
- 2) 事業②生活習慣病予防対策を2事業以上実施する管内市町村の割合が8割以上の場合 6点
- 3) 事業②のk)またはl)を実施する管内市町村の割合が5割以上の場合 6点
- 4) 事業③生活習慣病等重症化予防対策を実施する管内市町村の割合が9割以上の場合 6点
- 5) 事業④のq)またはr)を実施する管内市町村の割合が3割以上の場合 6点
- 6) 事業①②③④それぞれから1事業以上の事業を実施している管内市町村の割合
 - 管内市町村の2割以上が実施 6点
 - 管内市町村の1割以上2割未満が実施 3点

(2) 「事業」の取組内容

114億円

(都道府県)

- 1) 下記市町村指標1)～3)を全て満たす申請市町村の割合が5割以上の場合 10点
- 2) 申請市町村が下記市町村指標1)～3)を満たせるよう都道府県から支援を受けたと回答している割合
 - 申請市町村の8割以上が支援を受けている場合 10点
 - 申請市町村の6割以上8割未満が支援を受けている場合 5点

(市町村) 要件を満たす申請市町村の割合に応じて加点

- 1) 申請市町村の全てが、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを組み合わせて総合的に事業を展開している場合 8点
- 2) 申請市町村の全てが、性・年齢別等の視点に加え、地域ごとの分析を実施している場合 6点
- 3) 申請市町村の全てが、事業の計画、実施、評価にわたり、第三者の支援・評価を受け、事業に反映している場合 10点
- 4) q) または r) の申請市町村の全てが、医療費適正化効果や対象者の減少等の目標値を設定した上で、地域の医師会・薬剤師会等の医療関係団体と連携して事業を実施している場合 10点

出典：

令和5年度全国高齢者医療・国民健康保険主管課(部)長及び後期高齢者医療広域連合事務局長会議
 国民健康保険課説明資料(厚生労働省)

国 健 第 2278 号
令和5年 11 月 13 日

各市町村国民健康保険主管課長 様

大阪府健康医療部健康推進室長

令和 5 年度国保ヘルスアップ事業の実施状況に係る調査の取りまとめについて(情報提供)

日頃から、本府健康医療行政の推進に御協力を頂きお礼申し上げます。

令和 5 年 8 月 24 日付け国健第 1849 号にて依頼しておりました標記調査に御協力を頂きありがとうございました。

この度、別添のとおり調査結果を取りまとめましたので情報提供いたします。各市町村における事業の企画立案等にお役立て頂くために御参照頂くとともに、関係部署へ連携頂きますようお願いいたします。

なお、市町村支援を目的に、大阪府国民健康保険団体連合会、地方独立行政法人 大阪健康安全基盤研究所公衆衛生部疫学解析研究課、及び大阪府保健所にも情報提供しますことをお申し添えます。

《調査票のとりまとめについて》

【情報提供用】情報提供用)令和 5 年度国保保健事業の実施状況調査.xlsx
シート「集約」
「一覧(簡易版)」
「一覧(詳細版)」※横出力用と縦出力用があります

【本資料で特にご確認いただきたい事項】

- ① 特定健診受診率・特定保健指導実施率
率が低い市町村においては、他市町村の取組内容や委託先等を参考に、率向上に向けて検討すること
- ② 事業費連動分にかかる取組状況
評価項目がすべて○となるよう、次年度以降の取組を検討すること
- ③ 事業費連動分の評価指標の取組状況
第三者評価については、PDCAの観点から、全市町村とも達成できるよう、他市町村の事例を参考に、次年度以降、継続的に評価を受ける方法を検討すること

本資料を十分にご活用頂き、府内全域における健康指標や保険者努力支援制度の評価点の更なる改善を図るため、他市町村の事例を参照いただき、適宜相互に問い合わせ・情報提供等、よろしく申し上げます。

大阪府健康医療部健康推進室
国民健康保険課
事業推進グループ 担当:山崎・東谷・奥村
Tel: 06-6944-7049(直通)
Mail: kokuho@gbox.pref.osaka.lg.jp

広報活動について

【現状】

- 被保険者への啓発事項や国保制度全般の内容を府・市町村がそれぞれ周知。
- 次期国民健康保険運営方針(素案)において、以下のとおり記載しているところ。

【大阪府国民健康保険運営方針(素案)】(令和5年9月)

「第7 市町村が担う事務の標準的、広域的及び効率的な運営の推進」(34ページ)

- 1 市町村が担う事務の共通化・共同実施
(3) 広報事業の共同実施

新制度に関する周知や医療費適正化に関する啓発など、被保険者や関係機関等に対する広報事業について、府と市町村が連携し、広域的かつ計画的な広報活動を行う。

【考え方】

府と市町村が実施する広報について、より広域的に連携して実施(共同実施)することにより、被保険者へ効果的に浸透できる広報が実現可能と考えられる。

広報事務の効率化を図る観点から、次期国保運営方針に基づき検討を進めるものとする。

- 広報する内容の選定
- 広報スケジュールを踏まえた年間広報計画
- 広報を実施する対象及び府と市町村の役割分担
- 広報の実施方法

広報活動について

【進め方】

- ① 市町村の広報実施状況の把握、府内市町村が統一的に行うべき広報内容の調査を実施 ※近日中に発出
- ② 調査結果をもとに、次年度の広報項目を選定し、年間広報計画を策定
 - ◆重点広報…(例)保険料統一関係、医療費の適正化(特定健診、アスマイル、適正受診、適正服薬など)
 - ◆定時広報…(例)資格管理の適正化、収納対策、療養費の適正化など
- ③ 実施時期の検討(案)
 - ◆重点広報…6月・3月(府政だよりと連動)
 - ◆定時広報…8月・10月・12月
- ④ 広報の実施方法(案)

実施主体	実施方法
府	府政だより、ホームページ など
市町村	広報誌、ホームページ、納付書・証等の送付時にリーフレット同封、医療費通知や納付書のスペースに印字 など

府・市町村が連携し、それぞれが主体的に一体的な広報を行うことを意識する

- ⑤ 広報記事作成の進め方(イメージ)
 - ◆重点広報…府作成の府政だよりの記事に連動した内容とする
 - ◆定時広報…市町村(ブロックごとに輪番)作成の記事に連動した内容とする

⇒調査結果に基づき、詳細は事業運営検討ワーキングにおいて検討を進めるものとする

● 国民健康保険(国保)のお知らせです ●

健康アプリ「アスマイル」新規登録で、

先着

10,000名様に1,000円相当の
電子マネーをプレゼント! ※1



期限 ▶ 令和5年3月10日(金)まで ※2

対象

3月末までに本登録を完了した
40歳以上の市町村国保被保険者

詳しくはアスマイル
公式サイトから!

※1:本登録完了後に実施するアンケートに回答した人へプレゼントします。※2:本登録の申込期限です。本登録の完了は、アプリ内でご確認いただけます。

「アスマイル」は18歳以上の府民なら
誰でも使えます!

- 日々の簡単な健康づくり(歩く・歯磨きなど)でポイントがたまります
- ポイントがたまれば、毎週・毎月の抽選に参加でき、コーヒーや電子マネーがもらえるチャンス!

市町村国保被保険者なら
特定健診を受けると **もっとおトク!**

- ▶ 全員に3,000円相当の電子マネーなどがもらえます(初回のみ、2回目以降は1,000円相当)
- ▶ 2年連続受けると、結果によっては、さらに電子マネーなどがもらえるチャンス!
- ▶ 「健康予測AI」で、将来の生活習慣病の発症確率を予測できます

問 おおさか活活マイレージ アスマイル事務局
☎ 06(6131)5804 (9:00~17:00 ※土日祝・12/29~1/3除く)
FAX 06(6452)5266

今すぐ
ダウンロード!



登録方法は
こちらから



柔道整復師、はり師・きゅう師、
あん摩マッサージ指圧師の
施術を受けられる人へ

◆ 施術には、健康保険を「使えるもの」と「使えないもの」があります

保険適用 施術種別	○ 使えます	× 使えません
柔道整復師の施術 (整骨院・接骨院など)	・骨折、脱臼、打撲および捻挫 (「肉ばなれ」を含む) ※骨折および脱臼は、応急の場 合を除き医師の同意書など が必要です	・単なる肩こり、筋肉疲労 ・交通事故等による後遺症 ・仕事中に起きた事故による負傷 など
はり師・きゅう師の 施術 (鍼灸院など)	・医師の同意書等を得た、神経痛・ リウマチ・頸腕症候群・五十肩・ 腰痛症・頸椎捻挫後遺症など	・原則として左記以外の もの ・保険医療機関で同一疾 病を治療中の場合
あん摩マッサージ 指圧師の施術 (マッサージ院など)	・医師の同意書等を得た、筋まひ・ 筋萎縮・関節拘縮など、医療上の マッサージを必要とする症例	・原則として左記以外の もの ・疲労回復や慰安が目的 のあん摩マッサージ

◆ 施術月ごとに作成される「療養費支給申請書」は、内容を確認の上、原則、患者さん自身で署名し、領収証は必ず受け取り保管してください。

HP 大阪府施術療養費 検索
問 府国民健康保険課 ☎ 06(6944)6660

国保の届出は **14日以内**に
お住まいの市区町村窓口へ

会社を退職したり、任意継続期間
が終了したりする場合(資格取得
時)や、就職などにより被用者保
険(協会けんぽ、健康保険組合、
共済組合など)が適用される場
合(資格喪失時)には、14日以内
に国保の届出を行ってください。

国保 ↔ 被用者保険



◆ パート・アルバイトでお勤めの人へ ◆

被用者保険の適用
拡大により、右記の
要件を全て満たす
場合は国保の資格
喪失となります。一
度お勤め先にご確
認ください。

- ☑ 従業員101人以上
- ☑ 週の所定労働時間が20時間以上
- ☑ 月額賃金が8.8万円以上
- ☑ 雇用期間が2カ月を超える見込みがある
- ☑ 学生ではない

お問い合わせはお住まいの市区町村窓口へ

市区町村窓口の電話番号が分からないときは、
府民お問合せセンターまでお問い合わせください。

☎ 06(6910)8001 (平日9:00~18:00)
FAX 06(6910)8005



大阪府内の
市区町村窓口
一覧はこちら

受けないなんて もったいない! 特定健診



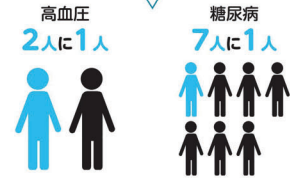
特定健診って何?

特定健康診査(特定健診)は、糖尿病や高血圧など生活習慣病の発症予防や重症化予防に重点を置いた健康診断です。問診・診察、血圧測定、身体計測、血液検査、尿検査を行います。血液検査では、血糖・血清脂質・肝機能の検査を、尿検査では、尿糖・尿たんぱくの検査を行います。なお、検査項目は、市町村によって増える場合があります。

どんな人が受けるの?

40～74歳の人が受診します。国保の場合、お住まいの市町村から受診券が届きます。他の健康保険に加入している人は、加入している健康保険から案内があります。**自覚症状が無い人も、医療機関に通院中の人も、受診することが大切です。**

生活習慣病はいつの間にか発症しているかも?



(2019国民健康・栄養調査より)

近年、40～74歳の人の約2人に1人が高血圧、約7人に1人が糖尿病といわれており、他人ごとではなくなっています。特定健診を受けて、自分の体の状況を把握しましょう。

どうしてももったいないの?

国保の人は、お住まいの市町村国保から助成があるため、多くの場合、**無料**で受けられます(一部の市町村では、検査項目などにより、自己負担が生じることがあります)。

ポイント1



詳しくはこちら

お問い合わせはお住まいの市町村担当窓口へ

ポイント2

さらに! 健康アプリ「アスマイル」に登録するとおトクな特典があります!



特定健診を受けると... (市町村国保被保険者限定)

- ▶ 3,000円相当の電子マネーなどがもらえます(初回のみ。2回目以降は1,000円相当)
- ▶ 2年連続受けると、特定健診の結果によっては、さらに電子マネーなどがもらえるチャンス!
- ▶ 「健康予測AI」で、将来の生活習慣病の発症確率が分かります

アスマイルとは?

18歳以上の大阪府民なら誰でも使える、おトクな無料の健康アプリです。アプリの基本的な機能などはこちらをご覧ください。



今すぐダウンロード!



登録方法は
こちらから



問 おおさか健活マイレージ アスマイル事務局 ☎ 06(6131)5804 (9:00~17:00 ※土日祝・12/29~1/3除く) FAX 06(6452)5266

保険料(税)の納付は 納期限までにお忘れなく!

国民健康保険は、納めていただいた保険料(税)と国や府、市町村の公費などを財源に運営しています。皆さんが安心して医療を受けることができるよう、保険料(税)の納付は納期限までをお願いします。保険料(税)の納付は、安全・確実・便利な口座振替にすることで、納め忘れの心配がなくなります。

口座振替が
便利やで!



お問い合わせはお住まいの市区町村担当窓口へ

市区町村担当窓口の電話番号が分からないときは、府民お問合せセンターにお問い合わせください。

☎ 06(6910)8001 FAX 06(6910)8005

国保の資格が正しい状態であるか 常に確認しましょう

国保の資格を新たに取得したり、喪失した場合は、14日以内に届け出が必要です。資格が誤ったままの保険証を使用していると、医療費(保険給付分)の返還金が発生したり、保険料をさかのぼってお支払いいただくなど、後日精算手続きが必要になります。保険証の資格が正しい状態であるか、常に確認をお願いします。被用者保険の適用拡大に伴い、お勤め先の規模や勤務条件などによっては国保の資格を喪失している場合があります。

今から病院に行くけど、
この保険証は正しかったかな?

